

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
5	地方税及び保険料の納付管理に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

泉南市は、地方税及び保険料の納付管理に関する事務の特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

内部による不正利用の防止のため、システム操作者に守秘義務を課し、生体認証により操作者を限定、追跡調査のためにコンピュータの使用記録を保存、照会条件を限定する等の対策を講じる。

評価実施機関名

大阪府泉南市長

公表日

令和4年11月2日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	地方税及び保険料の納付管理に関する事務
②事務の概要	地方税法等の規定に則り、個人住民税、法人住民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険料及び税、介護保険料及び後期高齢者医療保険料の収納情報・滞納整理情報の管理、消込・滞納整理・過誤納の処理、統計出力等を行う。特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。①収滞納状況の照会②滞納者の実態調査照会文書の回答依頼③納付書等の返戻④口座情報の管理、異動、照会
③システムの名称	収納消込システム、総合窓口システム、統合宛名システム、中間サーバー・ソフトウェア
2. 特定個人情報ファイル名	
納付情報ファイル宛名情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項及び別表第一の2,16,17,24,30,59,68の項並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)第2条、第16条、第17条、第21条の2、第24条、第46条及び第50条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	1.情報照会の根拠 (1)番号法第19条第8号及び別表第二の27,42,44,45,82の項 (2)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号以下「別表第二省令」という。)第20条 2.情報提供の根拠 (1)番号法第19条第8号及び別表第二の第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」「医療保険給付関係情報」「介護保険給付等関係情報」「公的給付支給等口座登録簿関係情報」が含まれる項(1,2,3,4,6、8,9,11,16,18,23,26,27,28,29,30,31,33,34,35,37,38,39,40,42,46,48,54,56の2,57,58,59,61,62,63,64,65,66,67,70,71,74,80,82,83,84,85の2,87,90,91,92,94,97,101,102,103,106,107,108,113,114,115,116,119の項) (2)別表第二省令第1,2,3,4,6,7,8,10,12,13,16,19,20,21,22,22の2,22の3,22の4,23,24,24の2,24の3,25,26の3,28,30,31,31の2,31の3,32,33,34,35,36,37,38,39,40,43,43の2の2,43の3,43の4,44,44の2,45,47,49,49の2,50,51,53,54,55,58,59,59の2,59条の3
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	総務部税務課、福祉保険部保険年金課、福祉保険部長寿社会推進課
②所属長の役職名	税務課長、保険年金課長、長寿社会推進課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部総務課 大阪府泉南市樽井一丁目1番1号 電話 072-483-0001
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	泉南市(税務課、保険年金課、長寿社会推進課) 大阪府泉南市樽井一丁目1番1号電話072-483-9033(税務課)、072-483-3432(保険年金課)、072-483-8251(長寿社会推進課)

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)[]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年1月12日	I 5.評価実施機関における担当部署	①総務部税務課、健康福祉部保険年金課、健康福祉部長寿社会推進課	①総務部税務課、福祉保険部保険年金課、福祉保険部長寿社会推進課	事後	
令和3年1月12日	I 1②事務の概要	地方税法等の規定に則り、個人住民税、法人住民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険料、介護保険料及び後期高齢者医療保険料の収納情報・滞納整理情報の管理、消込・滞納整理・過誤納の処理、統計出力等を行う。特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①収滞納状況の照会②滞納者の実態調査照会文書の回答依頼③納付書等の返戻	地方税法等の規定に則り、個人住民税、法人住民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険料及び税、介護保険料及び後期高齢者医療保険料の収納情報・滞納整理情報の管理、消込・滞納整理・過誤納の処理、統計出力等を行う。特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。①収滞納状況の照会②滞納者の実態調査照会文書の回答依頼③納付書等の返戻	事後	
令和3年9月1日	I 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	1.情報照会の根拠 (1)番号法第19条第7号及び別表第二の27,44,45の項 2.情報提供の根拠 (1)番号法第19条第7号及び別表第二の第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項	1.情報照会の根拠 (1)番号法第19条第8号及び別表第二の27,44,45の項 2.情報提供の根拠 (1)番号法第19条第8号及び別表第二の第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項	事後	番号法の改正による条項号ズレ修正
令和4年3月7日	I 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	地方税法等の規定に則り、個人住民税、法人住民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険料及び税、介護保険料及び後期高齢者医療保険料の収納情報・滞納整理情報の管理、消込・滞納整理・過誤納の処理、統計出力等を行う。特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。①収滞納状況の照会②滞納者の実態調査照会文書の回答依頼③納付書等の返戻	地方税法等の規定に則り、個人住民税、法人住民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険料及び税、介護保険料及び後期高齢者医療保険料の収納情報・滞納整理情報の管理、消込・滞納整理・過誤納の処理、統計出力等を行う。特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。①収滞納状況の照会②滞納者の実態調査照会文書の回答依頼③納付書等の返戻④口座情報の管理、異動、照会	事前	
令和4年3月7日	I 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	1.情報照会の根拠 (1)番号法第19条第8号及び別表第二の27,44,45の項	1.情報照会の根拠 (1)番号法第19条第8号及び別表第二の27,44,45,82の項	事前	
令和4年11月2日	I 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	収納消込システム総合窓口システム統合宛名システム中間サーバー・ソフトウェア	収納消込システム、総合窓口システム、統合宛名システム、中間サーバー・ソフトウェア	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年11月2日	I 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<p>1.情報照会の根拠 (1)番号法第19条第8号及び別表第二の27,44,45,82の項 2.情報提供の根拠 (1)番号法第19条第8号及び別表第二の第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」「医療保険給付関係情報」「介護保険給付等関係情報」が含まれる項(1,2,3,4,6、8,9,11,16,18,23,26,27,28,29,30,31,33,34,35,37,38,39,40,42,46,48,54,56の2,57,58,59,61,62,63,64,65,66,67,70,71,74,80,83,84,85の2,87,90,91,92,94,97,101,102,103,106,107,108,113,114,115,116,119の項) (2)別表第二省令第1,2,3,4,6,7,8,10,12,13,16,19,20,21,22,22の2,22の3,22の4,23,24,24の2,24の3,25,26の3,28,30,31,31の2,31の3,32,33,34,35,36,37,38,39,40,43,43の3,43の4,44,44の2,45,47,49,49の2,50,51,53,54,55,58,59,59の2,59条の3</p>	<p>1.情報照会の根拠 (1)番号法第19条第8号及び別表第二の27,42,44,45,82の項 2.情報提供の根拠 (1)番号法第19条第8号及び別表第二の第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」「医療保険給付関係情報」「介護保険給付等関係情報」「公的給付支給等口座登録簿関係情報」が含まれる項(1,2,3,4,6、8,9,11,16,18,23,26,27,28,29,30,31,33,34,35,37,38,39,40,42,46,48,54,56の2,57,58,59,61,62,63,64,65,66,67,70,71,74,80,82,83,84,85の2,87,90,91,92,94,97,101,102,103,106,107,108,113,114,115,116,119の項) (2)別表第二省令第1,2,3,4,6,7,8,10,12,13,16,19,20,21,22,22の2,22の3,22の4,23,24,24の2,24の3,25,26の3,28,30,31,31の2,31の3,32,33,34,35,36,37,38,39,40,43,43の2の2,43の3,43の4,44,44の2,45,47,49,49の2,50,51,53,54,55,58,59,59の2,59条の3</p>	事前	